

○田川市立学校校舎使用料条例

昭和34年12月21日

条例第14号

改正 昭和56年4月1日条例第12号

昭和59年6月30日条例第15号

平成4年3月25日条例第7号

平成9年3月31日条例第12号

平成9年12月24日条例第34号

平成16年3月30日条例第5号

令和元年7月16日条例第10号

(趣旨)

第1条 田川市立学校の校舎（以下「校舎」という。）を学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のために使用させる場合の使用料等に関しては、この条例の定めるところによる。

(令和元条例10・一部改正)

(使用の許可)

第2条 校舎を使用しようとする者は、あらかじめ、田川市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(令和元条例10・一部改正)

(使用料)

第3条 校舎の使用料は、別表のとおりとし、前納するものとする。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、災害その他特別の事情により使用できなかった場合は、この限りでない。

(昭和59条例15・平成4条例7・平成9条例12・平成16条例5・令和元条例10・一部改正)

(使用料の減免)

第4条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(令和元条例10・全改)

(損害の賠償)

第5条 校舎を使用する者がその施設又は備品等を毀損し、若しくは滅失した場合は、そ

れによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(昭和 59 条例 15・旧第 4 条繰下、令和元条例 10・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は委員会が規則で定める。

(昭和 59 条例 15・旧第 5 条繰下、令和元条例 10・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 4 月 1 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 30 日条例第 15 号)

この条例は、昭和 59 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 25 日条例第 7 号)

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日条例第 12 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 24 日条例第 34 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の田川市立学校校舎使用料条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の学校校舎の使用について許可を受け、当該使用に係る使用料を納付している者の当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 3 月 30 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の田川市立学校校舎使用料条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の校舎の使用について許可を受け、当該使用に係る使用料を納付している者の当該使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 7 月 16 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の校舎の使用について許可を受け、当該使用に係る使用料を納付している者の当該使用料の額については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

(令和元条例10・全改)

校舎使用料

使用区分		使用時間	8時から12時	12時から17	17時から22
			まで	時まで	時まで
屋内運動場			円	円	円
	市内居住者		880	1,100	1,320
	市外居住者		1,320	1,640	1,980
教室	市内居住者		440	660	1,100
	市外居住者		590	980	1,540

備考 電気料金については、規則で定める。